

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から24年5月28日まで  
② 昭和30年10月23日から34年9月1日まで

昭和22年11月から24年5月までの期間はA社に、30年10月から34年8月までの期間はB社に、それぞれ勤務した。両申立期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定日は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和34年9月1日から1年2か月後の35年11月1日と記録されている上、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の健康保険番号の前後50人の被保険者のうち、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日において脱退手当金の支給要件を満たしている被保険者は23人であることが確認できるところ、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は二人にすぎないことから、同社では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給決定日より前の期間で、申立期間②より後のC社に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が脱退手当金の請求手続を行った場合、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求し、当該未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、当該未請求期間については、申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できるところ、脱退手当金支給の計算の基礎となる期間とされていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月、同年6月、同年7月、同年9月、14年2月、同年3月、同年7月、同年8月、同年12月、15年1月、同年3月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月  
② 平成13年6月及び同年7月  
③ 平成13年9月  
④ 平成14年2月及び同年3月  
⑤ 平成14年7月及び同年8月  
⑥ 平成14年12月及び15年1月  
⑦ 平成15年3月  
⑧ 平成15年7月及び同年8月

申立期間の国民年金保険料は、私の父親名義の預金口座から振替納付するよう手続を行っていた。しかし、自宅を訪れた社会保険事務所（当時）の女性職員から、申立期間の保険料は当該口座から引き落とされておらず、未納と記録されている旨の説明を受けた。その後、社会保険事務所から送付されてきた各申立期間に係る納付書により、コンビニエンスストアの窓口で納付した。申立期間の保険料が、現在も未納と記録されていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所の女性職員が自宅を訪れたのは、1回だけであった。」と供述しているところ、国民年金推進員活動結果報告書から、申立期間以降の平成18年11月14日に、社会保険事務所の国民年金推進員（女性）が申立人と面談を行っていることが確認でき、当該面談時点では、各申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、「全ての申立期間の国民年金保険料は、コンビニエンスストアの窓口で納付した。」旨を供述しているところ、制度上、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料の納付が可能となったのは、平成16年2月からであり、過年度保険料としてコンビニエンスストアで納付したとしても、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料は、当該方法により納付できない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、前述の国民年金推進員との面談後の平成18年11月21日から19年3月22日までの期間において、申立期間後の16年10月から17年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該保険料納付と申立期間の保険料納付とを誤認している可能性もうかがわれる。

加えて、申立人の父親名義の預金口座の入出金記録から、申立人の各申立期間に係る国民年金保険料は、当該口座から引き落とされていないことが確認できる上、A市区町村が保管する申立人の平成14年度から16年度までの市区町村・都道府県民税課税台帳に記載された社会保険料控除額の合計額は、申立人が平成13年1月から15年12月までの期間において納付したオンライン記録上の国民年金保険料の合計額と一致している。

このほか、申立人が、各申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案556（事案428及び481の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から同年10月頃まで  
② 昭和25年10月頃から同年12月25日まで  
③ 昭和26年4月24日から同年8月8日まで  
④ 昭和26年8月9日から同年10月1日まで  
⑤ 昭和26年10月11日から同年12月5日まで  
⑥ 昭和28年4月頃から同年11月頃まで  
⑦ 昭和28年11月頃から同年12月頃まで

昭和25年4月頃から38年12月頃までの期間において、A社の各出張所（申立期間①及び⑦はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥は同社G出張所）において、H職としてI作業に従事していた。

今回の第3回目の申立てに当たり、第1回目の申立時には申し立てたものの、第2回目の申立時には申し立てなかったA社F出張所に係る申立期間⑤についても再度申し立てるとともに、昭和47年5月に同社本社から送付された手紙及び封筒を提出する。これらの手紙等から明らかなように、同社本社からの指示に基づいて勤務していたので、同社各出張所ではなく、同社本社で厚生年金保険に加入していたと思う。

全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 今回の第3回目の申立てに当たり、申立人は、第1回目の申立時には申し立てたものの、第2回目の申立時には申し立てなかったA社F出張所に係る申立期間⑤についても再度申し立てているところ、第1回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び⑦に係るA社B出張所は、昭和25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間②から⑥までの期間に係る同社の各出張所は、当該期間当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかった

ことが確認できること、ii) 申立期間③当時において、A社D出張所で撮影されたとする集合写真に写っており、氏名が特定できた同僚18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるどころ、残る15人は、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社の各出張所の現地従業員は、各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない現地従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が、同郷出身で一緒の班に所属し、同社の各出張所において一緒に異動していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、前述の同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無いことなどから、全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえること、iv) A社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2回目の申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦に係る申立てについては、i) 申立人が提出した昭和25年の夏にA社B出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真からは、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、ii) 申立人は、「申立期間①及び⑦当時、A社B出張所は、特に同社本社とのつながりの深い現地出張所であり、同社B出張所に勤務していた従業員は、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているところ、申立人及び申立人と同様にA社の各出張所において勤務していたと供述している同僚は、「当時、出張所ごとに会計担当者がいた。」と供述しているほか、前述の同僚とは別の同僚は、「私や申立人は、現地採用の従業員としてA社に入社しており、厚生年金保険には現地ごとに加入していた。」と供述している上、同社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無く、当該同僚が供述する勤務期間のうち、複数の勤務期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦当時、同社の各出張所における労務管理は出張所ごとに行われており、厚生年金保険の加入手続等も、出張所ごとに行われていたことがうかがえることなどから、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、「全ての申立期間について、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているところ、前述のとおり、A社は、「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所において採用しており、当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は無く、今回の第3回目の申立てに当たり、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無い。

また、申立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤について申し立てしているところ、前述のとおり、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社F出張所は、申立期間⑤当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人が今回提出した、昭和47年5月にA社本社から送付されたとする手紙及び封筒からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案557（事案184、429及び493の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月頃から24年5月頃まで  
② 昭和24年5月頃から同年8月頃まで  
③ 昭和24年8月頃から同年10月頃まで  
④ 昭和24年10月頃から同年12月頃まで  
⑤ 昭和25年1月頃から26年2月頃まで  
⑥ 昭和26年3月頃から同年6月頃まで  
⑦ 昭和26年9月頃から28年10月頃まで  
⑧ 昭和29年1月頃から31年3月頃まで

全ての申立期間について、A社の各出張所（申立期間①はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥及び⑦は同社G出張所、申立期間⑧は同社H出張所）において、I職としてJ作業に従事していた。これらA社の現地出張所に勤務して、同僚と同じように業務に従事していたことは事実であり、私だけが厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

今回の再申立てに当たり、申立期間については、前回（第3回目）の申立てに係る申立期間から、第1回目及び第2回目の申立てに係る申立期間に再度変更した上で、更に申立期間①の始期を昭和23年6月頃に変更する。

また、昭和47年5月にA社本社から同僚宛に送付された手紙及び封筒を提出する。これらの手紙等から明らかなように、全ての申立期間において、同社本社からの指示に基づいて勤務していたので、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。

全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 今回の第4回目の申立てに当たり、申立人は、第3回目の申立ての際に変更した全ての申立事業所に係る申立期間を、第1回目及び第2回目の申立ての際の申立期間に再度変更するとともに、申立期間①の始期を昭和23年6月頃に変更して申し立てしているところ、第1回目の全ての申立期間に係る申立てにつ

いては、i) 同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社の各出張所に勤務していたことは推認できるが、申立期間①に係る同社B出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、当初の申立期間のうち、昭和22年4月から23年6月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無いこと、ii) 申立期間②に係るA社C出張所、申立期間③に係る同社D出張所、申立期間④に係る同社E出張所、申立期間⑤に係る同社F出張所、申立期間⑥及び⑦に係る同社G出張所並びに申立期間⑧に係る同社H出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できることなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は「全ての勤務期間について、A社本社の採用ではなく、勤務地を移動する都度、同社各出張所で採用されていた。」と供述しているところ、昭和26年7月にA社G出張所で撮影されたとする集合写真に写っている同僚で、氏名が特定できた18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、全ての申立期間において、同社本社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、申立期間⑥及び⑦において、厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、ii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社各出張所の現地従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない現地従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚についても、前述の被保険者名簿に氏名が無いことなどから、第2回目の全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえることなどから、申立人は、第2回目の全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、第3回目の申立てについては、i) 申立人は、A社B出張所に係る申立期間①を昭和23年6月頃から25年2月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、変更後の申立期間当時、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚(一人)は、「申立人は、短期間でよく現地出張所間を異動していた。」と供述していることなどから、申立人が変更後の申立期間の全期間において同社B出張所に勤務していたことが推認できないほか、「昭和23年から25年3月までの間、A社で申立人と一緒に勤務した。」旨の勤務証明書を作成した同僚は、「申立人のA社B出張所における雇用形態、厚生年金保険料の控除の状況等について

は、分からない。」と回答している上、当該勤務証明書から、申立人が変更後の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえず、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、A社C出張所に係る申立期間②を昭和25年2月頃から同年4月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社C出張所は、変更後の申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、iii) 申立人は、A社B出張所に係る申立期間③を昭和25年4月頃から26年6月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社B出張所は25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、変更後の申立期間の一部の期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が提出した25年の夏に同社B出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真から、申立人が変更後の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、iv) 申立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤を昭和27年2月頃から同年12月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、同社F出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人の同僚は申立人を記憶していないほか、申立人が変更後の申立期間において同社F出張所に勤務していたことを確認又は推認できる資料も見当たらない上、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、v) 申立人は、A社G出張所に係る申立期間⑥を昭和26年9月21日から同年10月18日までの期間に変更し、申立期間⑦を27年12月頃から28年10月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の各申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社G出張所は、変更後の各申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、vi) 申立人は、A社H出張所に係る申立期間⑧を昭和28年10月頃から31年3月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社H出張所は、変更後の申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、vii) 申立人が提出したA社の作業現場を撮影したとする写真については、撮影時期及び撮影場所も特定できない上、当該写真からは、

申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第3回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「全ての申立期間について、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているところ、前述のとおり、A社は、「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所において採用しており、当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は無く、今回の第4回目の申立てに当たり、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無い。

また、申立人が新たに提出した、昭和47年5月にA社本社から同僚宛に送付されたとする手紙及び封筒からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案558

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年10月1日まで  
昭和51年4月から55年3月までの期間において、A事業所に勤務した。  
申立期間の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているが、当時の給与支給月額は、基本給だけでも10万円であり、申立期間の標準報酬月額に比べ高額であったので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を実際の報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和51年5月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する同年5月から同年7月までの期間及び同年9月の給与支払明細書から、当該各月の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和51年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人は、給与支払明細書を所持していないものの、前述の給与支払明細書から確認できる同年5月から同年7月までの期間及び同年9月の給与支給額が、いずれもオンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることから、当該各期間における申立人の給与支給額もオンライン記録における標準報酬月額より高額であったことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和51年4月1日に前後する、48年12月5日から51年6月7日までの期間に被保険者資格を取得した者50人（申立人及び申立人が名前を挙げた同僚5人を含む。）の標準報酬月額記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、供述が得られた二人は、「オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を上回る額を控除された記憶はなく、保険料を遡って控除されたなどの記憶もない。」旨を供述していることから、申立人が給与支払明細書を所持していない当該各期間についても、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額よりも高額であったことはうかがえない。

加えて、当該各期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該各期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月頃から同年11月30日まで  
昭和33年4月頃から同年11月末日までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した。

当時の同僚は、A事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっているとのことであるので、私の同事業所における勤務期間についても、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務したと主張しているが、B事業所が保管する失業保険被保険者離職証明書、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び昭和33年度の労働者名簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人が名前を挙げた二人の同僚、及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる26人のうち、所在が判明した10人から聴取しても、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、B事業所は、「当事業所に勤務していた正社員については、労働者名簿に氏名を記載の上、厚生年金保険に加入させていたが、昭和33年度の労働者名簿に申立人の氏名が見当たらないことから、仮に、申立人が申立期間において当事業所に勤務していたとしても、申立人の雇用形態は、臨時雇い又はアルバイトであったと考えられる。臨時雇いやアルバイトは、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」旨を回答している上、当時の事業主の弟は、「申立期間当時の従業員数は35人から40人であった。」と供述しているところ、前述のとおり、申立期間におけるA事業所の被保険者数は26人であることが確認できることから、申立期間当時、同事業所では、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない上、当該被保険者名簿に、申立人が名前を挙げた前述の同僚（二人）も、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「昭和32年に子供を出産してから数か月後にA事業所に勤務した。」旨を申し立てているが、戸籍謄本から、当該出産日は申立人が主張する日から1年後の昭和33年であることが確認でき、申立人は、A事業所の勤務期間も誤認している可能性がうかがわれることから、B事業所が保管する昭和34年度の労働者名簿、及び34年1月から同年12月までの期間に係る前述の被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は無かった。